

平成 29 年度行政監査の結果に関する報告
(平成 29 年 11 月 17 日付け浜田市監査委員告示第 7 号)
に基づいて浜田市議会議長が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

行政監査の結果に基づく改善等の措置について

第8 監査の概要及び意見

4 意見

	指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 政務活動費の交付要領について</p>	<p>議会事務局では、政務活動費の交付手続きを議員に説明するため、「政務活動費交付マニュアル・使途運用基準」（以下「交付マニュアル」という。）を平成 28 年度に作成し、各議員に配布して周知徹底を図っている。なお、交付マニュアルでは、費用別に「支出できない経費」を具体的に例示し、適正な執行を求めている。</p> <p>平成 28 年度の支出内容を見ると、宛名のない領収書を添付しているもの、研修費に計上すべき研修会への旅費を調査研究費に計上しているもの、日付の誤り等が見受けられた。収支報告書の受付の際には、適時誤り等の指摘を行い、合わせて交付マニュアルを見直し、より良い手引き書となるよう努められたい。また、政務活動費の残余金の返還手続きについて、具体的な事務処理の記載がないため、見直しの際に追記することを検討されたい。</p>	<p>平成 31 年度分より精算払い方式とするため、残余金は発生しない。</p>
<p>(3) 会計年度について</p>	<p>交付マニュアルにおいて、道路通行料（高速道路料金等）は、「当該年度の支出であるためには、明細書に記載の口座振込日が当該会計年度末の 3 月 31 日までのもの」と規定されているが、平成 29 年 3 月 30 日及び 31 日に利用した高速道路料金（後納、口座振込日記載なし）が支出されていた。また、平成 28 年 3 月 1 日から同月 31 日までの通信使用料が支出されていたが、市の会計では、平成 27 年度会計から支払いすべき料金である。利用日と支払日の年度が異なる後納料金については、支出会計年度が分かりにくいため、運用基準を明確にし、適切な会計年度の取扱いとなるよう改善されたい。</p>	<p>市の運用基準に合わせ適切に処理を行っていく。</p>
<p>(4) 収支報告書及び領収書等の証拠書類について</p>	<p>政務活動費の交付を受けた議員は、条例第 6 条の規定に基づき、収支報告書に領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出している。内容を確認したところ、収支報告書に記載の金</p>	

	<p>額に対応した領収書等が添付されていたが、議員間で按分した場合や、IC カードの利用明細等は、金額を容易に確認することができない場合があった。収支報告書は、添付書類と合わせて浜田市議会ホームページで公開されているが、説明責任を果たすためには、市民に分かりやすい内容である必要がある。</p> <p>また、収支報告書の記載内容からは政務活動との関連が分かりにくい場合が多く、説明不足であると考え。公表に当たっては、領収書等を公開する書式を工夫し補足説明を行い、市民が議員の政務活動内容について容易に理解できる公表内容となるよう改善を検討されたい。</p>	<p>補足説明を記載するなどして、わかりやすい内容にすることに努める。</p>
(5) 残余金の返還手続きについて	<p>政務活動費は、当初 10 万円が概算払いされ、収支報告書の提出後精算し、残余金があれば議会事務局が議員から集金し市へ返還している。議会事務局では、その残余金を集金した際、議員に領収書を発行していないが、受取後は速やかに会計課に納付し、領収書を議員へ交付すべきと考える。残余金の返還事務については、適切な現金管理及び納付手続きが行われるよう改善されたい。</p>	<p>平成 31 年度分より精算払い方式とするため、残余金は発生しない。</p>

第9 まとめ

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>年額 10 万円を予め概算払いとする前払い方式よりも、適正と認められた実費だけを後日支給する後払い方式が、より透明性が高く、不正受給の防止となると考えられるため、支払方法の変更を検討されたい。</p>	<p>平成 31 年度分より精算払い方式とする。</p>